

## 川崎市立学校弔慰金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市立学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）が死亡した場合に遺族に対して弔慰金を支給し、もって学校教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (支給の範囲)

第2条 学校に在籍する児童生徒等が、その在籍期間中に死亡した場合に支給する。

### (支給額)

第3条 支給額は10,000円とする。

### (支給の決定)

第4条 教育長は、所属長から当該死亡を証する書類が提出されたときは、内容を審査し、これが適正であると認められる場合はすみやかに決定し、川崎市教育委員会名をもって遺族に支給する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

平成25年4月1日一部改定